

川崎火力発電所 2 号系列 2 軸, 3 軸設備増設計画

環境影響評価方法書についての 意見の概要と当社の見解

平成 21 年 11 月

東京電力株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 . 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所及び縦覧者数	1
2 . 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と

これに対する当社の見解	10
-------------	----

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨およびその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成21年9月4日(金)

(2) 公告の方法

平成21年9月4日(金)付けで、下記の日刊新聞紙に「お知らせ」公告を掲載した。

(別紙1参照)

- ・朝日新聞(朝刊 31面 神奈川全県版、南部版)
- ・読売新聞(朝刊 31面 神奈川版、都民版)
- ・毎日新聞(朝刊 21面 神奈川(湘南)、神奈川(川崎)、都内版)
- ・産経新聞(朝刊 22面 神奈川版、都内23区版)
- ・日本経済新聞(朝刊 33面 神奈川版、東京版)
- ・神奈川新聞(朝刊 23面 全県版)

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

- ・当社ホームページ(<http://www.tepco.co.jp>)に平成21年9月3日(木)より掲示

(別紙2-1~5参照)

(3) 縦覧期間

縦覧期間：平成21年9月4日(金)から平成21年10月5日(月)まで

(自治体庁舎については閉庁日を除く。

また、当社事業所については土曜日・日曜日・祝日を除く。)

縦覧時間：自治体庁舎(開庁時間)

当社事業所(午前9時から午後5時まで)

なお、縦覧期間終了後も、上記縦覧時間において、平成21年10月19日(月)まで閲覧可能とした。

(4) 縦覧場所及び縦覧者数

縦覧場所：41箇所(別紙2-2,3参照)

縦覧者数：13名(縦覧者名簿記載者数)

：10名(方法書貸出人数)

2. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成21年9月4日(金)から平成21年10月19日(月)まで
(縦覧期間及びその後2週間、郵送の受付は当日必着とした。)

(2) 意見書の提出方法(別紙3参照)

環境保全の見地からの意見についての記載方法及び意見書用紙を縦覧場所に備え付け、郵送により意見を受け付けた。

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2件(意見の総数:12件)であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「川崎火力発電所分系列2機、3機設備増設計画（環境影響評価方法書）」を作成しましたので公告いたします。

平成二十二年九月四日 東京電力株式会社
取締役社長 清水正孝

【事業者の氏名及び住所】名称 東京電力株式会社 / 代表者 取締役社長 清水正孝 / 住所 東京都千代田区内幸町一-1-13

【対象事業の名称、種類及び規模】名称 川崎火力発電所分系列2機、3機設備増設計画 / 種類 ガスタービン及び火力コージェネレーション発電方式 / 規模 出力七十二万キロワット 二機

【対象事業が実施されるべき区域】神奈川県川崎市川崎区千鳥町五一

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】神奈川県川崎市川崎区 / 幸区 / 中原区、神奈川県横浜市鶴見区 / 神奈川区、東京都大田区 / 品川区

【縦覧】一、縦覧場所 / 神奈川県環境政策部環境計画課（中区日本大通） / 神奈川県川崎市民セ-ター幸区緑川町五六〇 / かながわ県民セ-ター神奈川区鶴見町二-四二 / 川崎市環境局環境評価室（川崎区宮本町二） / 川崎区役所（川崎区東田町八） / 大井支所（川崎区東町二二二） / 田島支所（川崎区調布通二二七） / 幸区役所（幸区戸手本町二二二） / 日吉出張所（幸区新加通二七七） / 中原区役所（中原区小杉町二二四） / 横浜市民環境局企画部環境影響評価課（横浜市中区港町二） / 鶴見区役所（鶴見区鶴見中央二〇一） / 神奈川区役所（神奈川区正官太田町二八） / 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課（新宿区西新宿一八二第一本庁舎八階） / 大田区環境局環境政策課（全棟）（大田区蒲田五三二四）棟十八 特別出張所 / 品川区都市環境事業部環境課（品川区広町二二三） / 大井第二出張所（品川区西大井二二二） / 大井第一出張所（品川区西大井二二二） / 大井第二出張所（品川区西大井二二二） / 八潮出張所（品川区八潮五一〇二七） / 東京電力川崎火力発電所（川崎区千鳥町五一） / 川崎支社（幸区鶴町二） / 神奈川支店（中区日本大通二）

二、縦覧期間 / 平成二十二年九月四日（金）から平成二十二年十月五日（月）まで、閉庁日は除く、但し当社の届出については土曜日、日曜日、祝日は除く。なお、縦覧期間終了後の十月十九日（月）まで延べられます。

三、縦覧時間 / 午前九時から午後五時まで

四、意見書の提出 / 環境影響評価方法書について環境保全の見解からご意見をもちたい方は、縦覧場内に備え付けの用紙にご記入の上、郵送により又は本期限りに到着するようにお寄せください。

五、意見書の記載事項 / 一、氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二、意見書の提出の経緯とある方法書の名称、方法及びこの環境保全の見解からの意見（理由を含めて記載してください）

六、意見書の提出期限 / 平成二十二年十月十九日（月）まで

七、意見書の提出先及びお問い合わせ先 /
〒100-8560 東京都千代田区内幸町一-1-13
東京電力株式会社 環境部 環境調査グループ
TEL 〇三六三三七二四五一八

※意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には、ご使用いたしません。

当社ホームページ記載内容

Press Release



川崎火力発電所 2 号系列 2 軸、3 軸設備増設計画に係る

環境影響評価方法書の届出について

～世界最高水準の熱効率約 61%を実現する「M A C C」を導入～

平成 21 年 9 月 3 日
東京電力株式会社

当社は、本日、川崎火力発電所 2 号系列 2 軸、3 軸の設備増設に係る環境への影響を評価するための調査・予測・評価方法を取りまとめた「川崎火力発電所 2 号系列 2 軸、3 軸設備増設計画環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、神奈川県知事、東京都知事、川崎市長、横浜市長、大田区長および品川区長に送付いたしました。

このたび方法書を提出する川崎火力発電所 2 号系列 2 軸、3 軸は、当社のこれまでの最高熱効率約 59%を上回る世界最高水準の約 61%を実現する、ガスタービン燃焼温度 1,600 級コンバインドサイクル発電、通称「M A C C」を導入いたします。

なお、本方法書につきましては、環境影響評価法第 7 条の規定に基づき、9 月 4 日から 10 月 5 日までの期間、別紙の行政機関ならびに当社神奈川支店、川崎支社、川崎火力発電所にて縦覧し、皆さまのご意見を広くいただいております。

当社は、経済産業省をはじめとした関係各所のご指導や、地域の皆さまのご意見を賜りながら着実に計画を実施してまいります。

<計画の概要>

名 称：川崎火力発電所 2 号系列 2 軸、3 軸設備増設計画
所 在 地：神奈川県川崎市川崎区千鳥町 5 番 1 号
発 電 方 式：コンバインドサイクル発電方式
発電設備出力：142 万 kW (2 軸：71 万 kW、3 軸：71 万 kW)
使 用 燃 料：液化天然ガス (L N G)
発電端熱効率：約 61% (低位発熱量基準)
工事開始時期：平成 24 年度 (予定)
運 転 開 始：2 軸 平成 28 年度 (予定)
 : 3 軸 平成 29 年度 (予定)

以 上

環境影響評価方法書の縦覧について

1. 方法書の縦覧期間

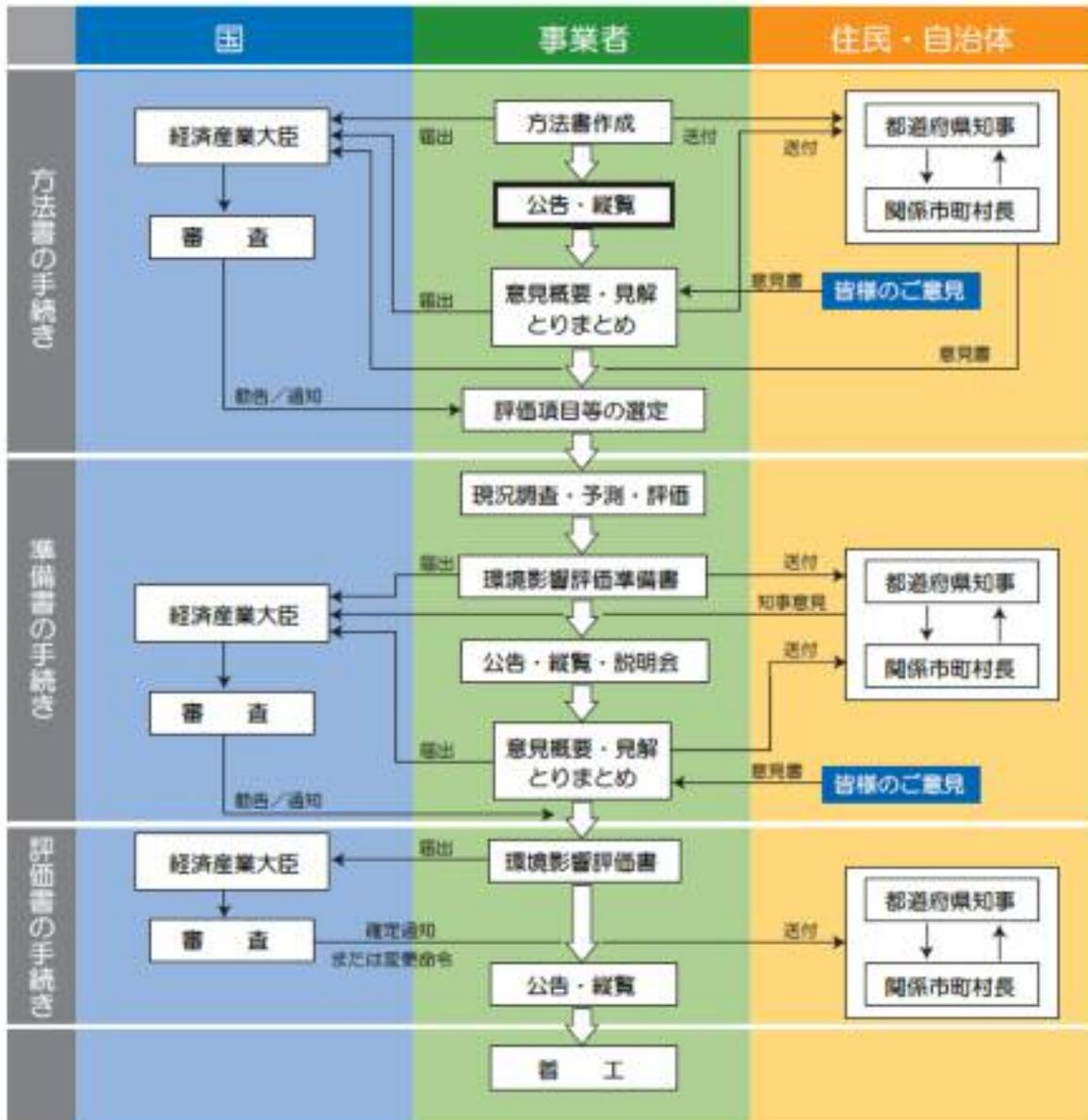
平成 21 年 9 月 4 日（金）から同年 10 月 5 日（月）まで
 （自治体庁舎については、閉庁日を除きます）
 （当社事業所については、土曜日、日曜日、祝日を除きます）
 なお、縦覧期間終了後も平成 21 年 10 月 19 日（月）まで閲覧いただけます。

2. 方法書の縦覧場所

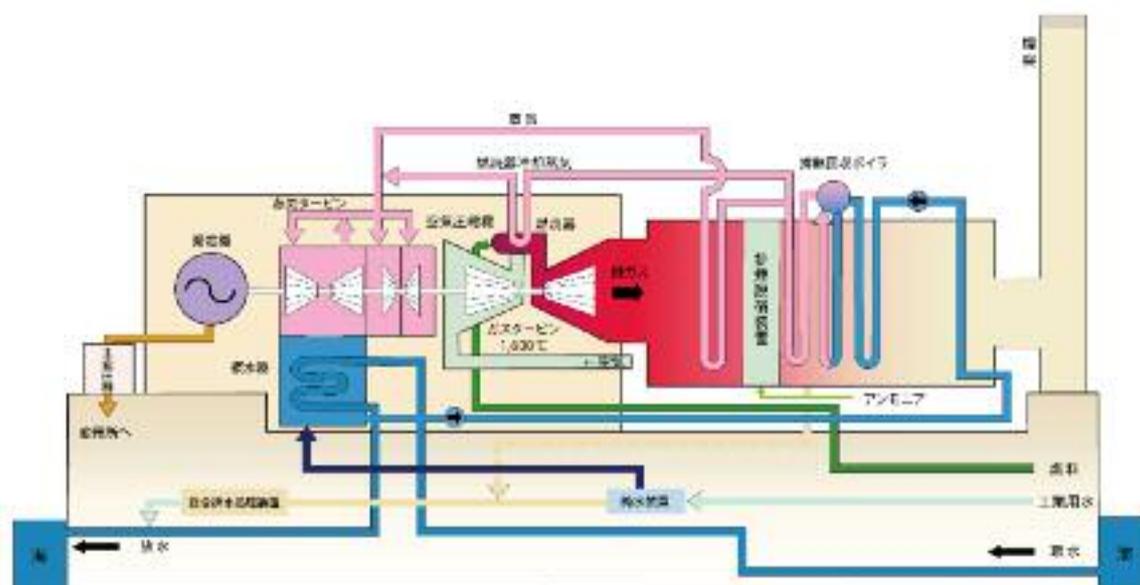
	縦 覧 場 所	所 在 地
自治体庁舎	神奈川県環境農政部環境計画課	横浜市中区日本大通 1
	神奈川県川崎県民センター	川崎市幸区堀川町 580
	かながわ県民センター	横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2
	川崎市環境局環境評価室	川崎市川崎区宮本町 1
	川崎市川崎区役所	川崎市川崎区東田町 8
	川崎市川崎区役所大師支所	川崎市川崎区東門前 2-1-1
	川崎市川崎区役所田島支所	川崎市川崎区鋼管通 2-3-7
	川崎市幸区役所	川崎市幸区戸手本町 1-11-1
	川崎市幸区役所日吉出張所	川崎市幸区南加瀬 1-7-17
	川崎市中原区役所	川崎市中原区小杉町 3-245
	横浜市環境創造局企画部 環境影響評価課	横浜市中区港町 1-1
	横浜市鶴見区役所	横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1
	横浜市神奈川区役所	横浜市神奈川区広台太田町 3-8
	東京都環境局都市地球環境部 環境都市づくり課	東京都新宿区西新宿 2-8-1 第 2 本庁舎 8 階
	東京都大田区環境清掃部 環境保全課	東京都大田区蒲田 5-13-14
	東京都大田区大森東特別出張所	東京都大田区大森南 2-2-15
	東京都大田区大森西特別出張所	東京都大田区大森西 2-3-3
	東京都大田区入新井特別出張所	東京都大田区大森北 4-16-4
	東京都大田区馬込特別出張所	東京都大田区中馬込 3-25-5
	東京都大田区池上特別出張所	東京都大田区池上 1-29-6
	東京都大田区新井宿特別出張所	東京都大田区中央 4-31-14
	東京都大田区嶺町特別出張所	東京都大田区田園調布本町 7-1
	東京都大田区田園調布特別出張所	東京都大田区田園調布 2-20-16
	東京都大田区鵜の木特別出張所	東京都大田区南久が原 2-30-5
	東京都大田区久が原特別出張所	東京都大田区久が原 4-12-10
	東京都大田区雪谷特別出張所	東京都大田区東雪谷 3-6-2

自治体庁舎	東京都大田区千束特別出張所	東京都大田区南千束 2-16-19
	東京都大田区六郷特別出張所	東京都大田区仲六郷 2-42-2
	東京都大田区矢口特別出張所	東京都大田区矢口 2-21-14
	東京都大田区蒲田東特別出張所	東京都大田区西蒲田 7-12-7
	東京都大田区蒲田西特別出張所	東京都大田区蒲田本町 2-1-1
	東京都大田区糺谷特別出張所	東京都大田区西糺谷 2-14-13
	東京都大田区羽田特別出張所	東京都大田区羽田 1-16-14
	東京都品川区都市環境事業部 環境課	東京都品川区広町 2-1-36
	東京都品川区大井第一地域 センター	東京都品川区南大井 1-12-6
	東京都品川区大井第二地域 センター	東京都品川区大井 2-27-20
	東京都品川区大井第三地域 センター	東京都品川区西大井 4-1-8
東京都品川区八潮地域センター	東京都品川区八潮 5-10-27	
当社事業所	神奈川支店	横浜市中区弁天通 1-1
	川崎支社	川崎市幸区柳町 26
	川崎火力発電所	川崎市川崎区千鳥町 5-1

環境影響評価の手続きについて



コンバインドサイクル発電方式の概要



コンバインドサイクル発電方式とは、ガスタービン発電と汽力発電の長所を組み合わせた発電方式で、高温高压の燃焼ガスの膨張力によりガスタービンを回転させると同時に、ガスタービンを回転させた後の高温の排ガスをボイラに導き、蒸気を発生させ、蒸気タービンを回転させて発電する仕組みです。

熱効率が高く、発電電力量あたりの二酸化炭素の排出量を低減できるとともに、出力の3分の2をガスタービンが負担するため、汽力発電に比べて温排水量を低減することができるなどの特徴を有しています。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は12件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	<p>計画されている MACC 発電機は、エネルギー効率で 60.3%と世界最高レベルの発電効率を達成する高い技術的水準にあることは、容易に理解できます。しかし、出力の上昇は絶対的に LNG 燃料の使用量を増やし、CO₂の排出量を増やすこととなります。その増加量はいくらか、その量に見合ったものを他の発電所の古い施設の廃棄などでカバーすることはできないのか、東京電力全体の発電計画の中で検討することを求めます。</p>	<p>川崎火力発電所 2 号系列 2 軸、3 軸設備増設計画について、MACC (1,500 級コンバインドサイクル発電) から MACC (1,600 級コンバインドサイクル発電) に変更することにより、熱効率が約 59%から約 61%へ向上し、温室効果ガス (CO₂) の排出原単位は 4%低減します。</p> <p>川崎火力発電所としては、CO₂排出量は増加しますが、電力の安定供給を確保していくうえで、より効率の高い火力発電設備を優先稼働することは、当社全体として、燃料の使用量及び CO₂の排出抑制に繋がるものと考えております。</p>
2	<p>川崎の臨海部においては、近年、扇島パワーや川崎天然ガス発電所・JR 東日本発電所など、火力発電の新設や増設 (計画) がどんどん進められている。この上、更に発電を増やすことについては、もっと慎重な対応が求められるものであり、軽々に容認することはできない。貴社は、火力発電の必要性について、「中長期的には緩やかに増加するものと見込んでいる」とのことであるが、どうしても増やすのであれば無公害・地球温暖化を生じさせない方法をとるべきです。</p>	<p>なお、川崎火力発電所における CO₂排出量は、予測評価を行った上で、準備書にて記載いたします。</p> <p>一方、当社の火力発電設備のうち約 4 割は、今後 10 年間に於いて運転開始から 45 年以上が経過し、設備の経年劣化が見込まれる設備となっております。これらの火力発電設備については、今後、稼働率が低下し、将来的に、順次停止やリプレース等することになると想定されますが、個々の発電設備についての具体的な停止やリプレース等の計画については、当社全体の需給の状況や、各設備の劣化状況などを見ながら、継続的に検討しております。</p>
3	<p>浮島・扇島において、貴社が太陽光発電所 (約 2 万 kW) を計画していることは評価できます。さらに、東電の管内全域で太陽光や風力・波力・地熱などあらゆる再生可能エネルギーの生産を増やすことにより、将来電力の「増加分」を賄うべきです。その意味で今後、電源のベストミックスに「再生可能エネルギー」を加え、その比重を格段に高めることが求められます。市民による太陽光発電の買取りを、飛躍的に高めることは、公害地帯にこれ以上発電所を増やさないためにも必要です。</p>	<p>当社は経営計画の中で、低炭素社会の実現に貢献するため、経済性等も考慮しながら、原子力の着実な開発、高効率火力の導入並びに再生可能エネルギーの利用拡大などに取り組んでおります。</p> <p>なお、太陽光発電の余剰電力購入につきましては、太陽光発電を普及促進させる国の政策に最大限協力してまいります。</p> <p>また、電力の小売自由化範囲が拡大されるなど、電気事業を取り巻く状況が一層厳しさを増している中、安定供給とエネルギーセキュリティの確保を前提に、原子力・火力・水力を中心とした電源のベストミックスを推進しつつ、効率的な設備の形成・運用に努めております。</p>

2 . 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
4	<p>2号系列2軸・3軸設備だけでなく、再度、川崎火力全体の発電所計画に係る環境影響評価を実施すべきです。</p>	<p>当初計画の川崎火力 1・2号系列については、平成6年から平成10年にかけて当時の環境影響評価手続き(「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の強化について」(昭和52年通商産業省省議決定))を実施し、その後建設工事に着手しました。</p> <p>現在は、1号系列(出力:50万kW×3軸)全軸が平成21年2月に営業運転を開始しており、引き続き平成21年7月から2号系列1軸(出力:50万kW)の建設工事に着工しており、平成25年2月に営業運転を開始する予定です。</p> <p>一方、MACCの実用化以後も更なる熱効率向上の検討を進めてきた結果、次世代LNG火力発電設備であるMACCの採用が可能との見通しが得られ、建設工事着手前の2号系列2軸,3軸を、MACC(出力:各50万kW)からMACC(出力:各71万kW)に変更する計画としたことから、1号系列および2号系列1軸の影響を考慮した上で、2号系列2軸,3軸を対象として環境影響評価を実施するものです。</p>
5	<p>動植物や植生だけでなく、大気汚染による人の健康調査も実施すべきです(文献調査を含む)。</p>	<p>環境基本法において、環境基準は「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められていますので、環境影響評価にあたっては、同基準との整合が図られているかについて検討いたします。</p> <p>なお、本計画ではLNGを燃料とするため、硫黄酸化物(SOx)およびばいじんは排出しません。また、窒素酸化物(NOx)については、高性能の予混合型低NOx燃焼器およびばい煙処理設備として排煙脱硝装置(脱硝効率90%)を設置することにより、排出の抑制に努めてまいります。</p>
6	<p>公害地帯における建設計画にあつては、環境保全水準は国の環境基準のみでは不十分であり、川崎市の環境目標値も採用して評価を実施すべきです。</p>	<p>環境影響の評価にあたっては、国の基準のほか、川崎市の対策目標値との整合が図られているかについて検討いたします。</p> <p>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく環境目標値の達成に向けて講ずべき対策上の目標値のこと。</p>

3 . 大気関係

No.	意見の概要	当社の見解
7	<p>発電の技術を高めることに関しては、誰も異論はないと思うが、MACC の採用によって、窒素酸化物や温室効果ガスが大量に増えるのであれば問題です。まず現状に比べ、その排出量がどれだけ増えるのかを示すべきで、それを隠しいくら効率アップを強調されても賛同しかねます。最近の温暖化問題をめぐる議論でも、単位当たりの排出量でなく総排出量の多寡が問題とされていることは周知のとおりです。窒素酸化物について、「MACC と同等の濃度に抑制する」とか、二酸化炭素も発電電力あたりの排出量は低減されるだけでは、とても納得することはできません。</p>	<p>窒素酸化物対策としては、MACC のガスタービン燃焼温度の高温化に伴う窒素酸化物濃度の上昇に対して、高性能の予混合型低 NOx 燃焼器の採用により、MACC と同等の濃度に抑制します。また、ばい煙処理設備として排煙脱硝装置（脱硝効率 90%）を設置する計画です。</p> <p>MACC の稼働に伴う NOx の周辺環境への影響（着地濃度）については、今後、予測・評価いたしますが、当初計画と比べて影響が大きく変わるものではないものと考えております。</p> <p>一方、発電電力量の増加に伴う NOx 排出量の増加に対しては、引き続き環境対策について検討してまいります。</p> <p>なお、川崎火力発電所における CO₂ 排出量については、予測評価を行った上で準備書にて記載いたします。</p>
8	<p>窒素酸化物等による、二次生成物質・微小粒子状物質の調査及び評価も必要でないか。</p>	<p>「微小粒子状物質」(PM2.5)に係る環境基準が設定されましたが、この環境基準設定に関する中央環境審議会の答申においては、「微小粒子状物質の発生源は多岐にわたり、大気中の挙動も複雑である。このため、微小粒子状物質やその原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積が必要」とされています。</p>
9	<p>大気質の中に「微小粒子状物質」(PM2.5)を加えることを求めます。PM2.5の環境基準は、本年9月9日に環境省によって告示されました。</p> <p>この川崎発電所増設事業は、1600 の高温でガスタービンを回転させることから、従前の 1500 よりもより多く NO₂ が生成されます。方法書もこの点については記述しており、脱硝装置でアンモニアを反応させ、それをフィルターで除去する仕組みについても書かれています。しかし、その脱硝率は 90% とのことであり残る 10%は、硝酸塩または硝酸アンモンの形で環境に放出されます。</p> <p>PM2.5 の環境基準の設定にあたっておこなわれた報告によれば、PM2.5 の微小粒子の多くの部分を占めるのが硝酸塩と硫酸塩だとかかれています。それだけに、硝酸塩または硝酸アンモンとして環境に放出される量は、一日あたりどのくらいの量になるか、その微小粒子が拡散する範囲はどの範囲におよぶか、特に東風の際の影響を予測評価する必要があると考えます。</p>	<p>発電所の排ガスに含まれる窒素酸化物 (NOx) が、環境中で二次生成により微小粒子化することによる影響を予測評価する手法は確立されておらず、また、上記答申において、「微小粒子状物質の削減対策については、固定発生源や移動発生源に対してこれまで実施してきた粒子状物質全体の削減対策を着実に進めることがまず重要である。」とされていることから、従来の大気汚染物質を予測評価対象とし、PM2.5に関する予測評価は実施いたしません。</p> <p>なお、発生するNOxは、排煙脱硝装置（脱硝効率90%）でアンモニアと反応し、窒素と水に分解されます。また、未反応分のNOxについては、一酸化窒素 (NO) および二酸化窒素 (NO₂) として排出されます。</p>
10	<p>気象調査データの調査は、最近の異常気象の発生を踏まえ、汚染物質の調査と同様（2000年まででなく）直近のデータも含めるべきです。</p>	<p>方法書第 3.1-1 表記載の対象事業実施区域周辺の気象（月別平年値）は、「日本気候表」に基づいて作成しています。この「日本気候表」における 30 年平年値は、データの更新が 10 年毎となっていることから、2000 年までのデータが現段階での最新のものとなっております。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
11	予測地域は、半径 20km でなく半径 30km へと拡大する。	施設の稼働（排ガス）による窒素酸化物の環境影響については、過去の発電所アセスメントの知見と当該事業の諸元等から、着地濃度が相対的に高くなる地域を包含する範囲として、対象事業実施区域を中心とした半径 20km の範囲内を調査・予測地域としました。

4．水質関係

No.	意見の概要	当社の見解
12	火力発電所が環境に及ぼす影響の一つに温排水の問題があります。1号系の稼働前と稼働後の温排水によると思われる生物状況の変化を示してください。発電所の事情を知る人の話では、ボラなどの魚が温排水の流れ出る水域によってきて、その魚をねらう遊漁船がその水域に集まってきているとのこと。その原因は、海域の環境にとってよいことなのか、それとも歓迎できないことなのか、底性生物、プランクトン、魚類の生育状況の変化をしめしてください。その上で、2号系の稼働による温排水の増加がどのような影響を及ぼすか予測評価することを求めます。	<p>本環境影響評価は2号系列2軸,3軸を対象に実施するものです。</p> <p>2号系列2軸,3軸の稼働による温排水の海生生物への影響については、発電所アセス省令¹並びに発電所アセス手引²を参考に、方法書に記載のとおり、文献調査、現地調査を行い、1号系列および2号系列1軸の影響を考慮した上で、予測・評価を実施いたします。</p> <p>1 「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)</p> <p>2 「発電所に係る環境影響評価の手引 平成19年1月改定」(経済産業省原子力安全・保安院、平成19年)</p>